

労働者派遣事業に係る情報提供

2025年3月31日

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項の規定に基づき、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報を提供いたします。

1. 派遣労働者の数

7名

※直近3月1日現在

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

5ヶ所

※直近3月1日現在

3. 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を除外した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均で除外して得た割合

マージン率 37%

4. 教育訓練に関する事項

マナー、リーダー研修

5. 労働者派遣に関する料金の平均額

8,687円（1日8時間当たり換算）

6. 労働者派遣の賃金の平均額

13,861円（1日8時間当たり換算）